

健康相談事業実施要領

1 目的

健康相談は、心身の健康に関する個別の相談に応じ、必要な指導及び助言を行い、家庭における健康管理に資することを目的とする。

2 実施の要領

- (1) 実施にあたっては、健康教育・健康診査等他の保健事業と連携を保ちながら実施するものとする。
- (2) 必要に応じて、血圧測定等を実施するものとし、相談者の日常の健康管理に具体的に役立つ指導、助言を行うものとする。

3 実施方法

(1) 地域健康相談

市民を対象として、地域健康講座の開設時に併設するなど、市民が気軽に相談できるよう地域へ出向いて個別相談を実施する。

(2) 歯科健康相談

市民を対象として、がん検診等開設時に「歯科健康相談コーナー」を設け、希望者に対して『歯の健康』に関する個別相談を実施する。詳細は、別紙実施細目による。

4 相談記録の作成及び保存

事後の指導、助言に役立てるため、相談の内容及び指導、助言の内容等を「健康相談票」（健相第1号）により記録し保存する。ただし、歯科健康相談については、別紙実施細目による。

5 従事者

医師、歯科医師、保健師、栄養士、歯科衛生士等が担当するものとし、保健福祉センター職員または外部講師をもってあてる。

6 周 知

各種広報媒体を活用する他、あらかじめ事業の趣旨、期日、場所、その他必要な事項について、周知徹底を図るものとする。

7 報 告

保健福祉センターは、事業終了後、翌月10日までに保健管理システムの「地域健康講座・地域健康相談実施報告書」に入力する。健康づくり課（健康づくりグループ）は、保健管理システムの入力内容を確認する。

ただし、歯科健康相談については、別紙実施細目による。